

第2回桑名西医療センター跡地活用検討委員会

平成25年10月3日（木）

【事務局（郡）】 それでは、ただいまから第2回桑名西医療センター跡地活用検討委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日の委員会開催に当たり、10月1日付にて新たに地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長及び理事が就任され、それに伴いまして、桑名西医療センター跡地活用検討委員会設置要綱の一部改正を行いました。参考として添付させていただいております。

改正内容は、委員会組織について、第3条第1項第2号の法人理事長が事務担当の理事に、第3号、副理事長は今回任命されていないため削除し、次号以降を順次繰り上げております。

それでは、新たに委員にご就任いただきました山下理事よりご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

【山下委員】 皆さん、こんにちは。

先ほどご紹介いただきましたが、10月1日から、地方独立行政法人の代表ということでこの委員会に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いします。

昨年の12月まで、桑名市の副市長を務めさせていただいておりまして、この跡地利用については、どういう形がいいかということで、自分としては多少、思いがあったわけですが、第1回の委員会の報告を見させていただきまして、いろいろ活発なご意見をいただいておりますので、私ども、この跡地利用をどういうふうにしていくかということについては、非常にポテンシャルの高い地域でございますので、皆さんにいろいろご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（郡）】 ありがとうございます。

なお、本日、地元自治会代表者である高塚町の岡田委員は欠席となっております。委員の代理出席委任状は提出されておりませんが、昨日、高塚町の岡田委員がこちらのほうに文書をお持ちいただきましたので、その文書についてご報告させていただきます。5点要

望があります。順番に申し上げます。

平成27年4月に移行した後の建物の取り壊しを速やかに行ってほしい。理由としては、廃屋として放置されると、風紀面、安全面において地域住民の不安が多い。

2点目、現西医療センターがあることから交通の便が確保されているが、跡地の利用形態によってはバスが廃止または縮小されないようお願いします。

3点目、跡地利用について、法人財産として売却されると想定しますが、その場合、民間に売却されたときには、健全な住宅関係メーカー、または老人介護施設等の福祉関係に限定していただきたい。

4点目、桑名市の都市計画では、計画的整備市街地とされており、良好な居住条件を備える住宅地を想定されている。売却等に当たっては、桑名市当局と十分に相談をお願いしたい。

5点目、跡地は立地的優位性がある場所から、防災拠点としての整備、多目的広場等を桑名市の協力を得て誘致をお願いしたいという、以上の5点の文書をいただいております。報告させていただきます。

それでは、会議に移らせていただきますが、会議に入ります前に、配付させていただきます資料の確認をお願いいたします。

まず、第2回委員会次第、資料1といたしまして、第1回委員会での課題内容、資料2といたしまして、地方独立行政法人法の一部改正、資料3といたしまして、地域状況について、資料4といたしまして、跡地活用参考事例、資料5といたしまして、跡地活用方針（案）を配付しております。そして、ご参考に、委員会要綱、委員名簿、席次表でございます。

それでは、丸山委員長、順次よろしく願いいたします。

【丸山委員長】 それでは、私のほうで進めますので、どうぞよろしくお願いいたします。それじゃ、事項書に沿って進めてまいります。

まず、この事項書の議題2の第1回委員会での課題についてでございますが、前回の委員会において、桑名西医療センターの移転関係、それから独立行政法人の制度関係のご質問がありましたので、その内容を整理し、報告させていただくということから入らせていただきたいと思いますので、まずこの2点について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（郡）】 まず、資料1をご参照ください。

第1回委員会におきまして、複数の委員から、移転関係、地方独立行政法人の位置づけ

等にご質問いただき、丸山委員長からも再度、ご理解いただけるよう努めるべきであるとのご指摘をいただいておりますので、移転が決まるまでの経緯、また地方独立行政法人の仕組み等についてご説明させていただきます。

まず、資料１の１ページ目、移転関係。伊藤委員、水谷委員から、移転する理由についてのご質問を前回いただいておりますが、まず、基本的には、①の平成１８年８月の桑名市民病院あり方検討委員会の答申により、４００床前後の急性期病院の実現が求められたこと、市民病院の利便性に難があるため、新施設は来院しやすいことを第一に立地場所を選定することなどが答申されたことであります。

２点目は、桑名市民病院についてのアンケート調査結果につきましては、次のページの３ページにお示しさせていただいておりますが、平成２１年９月に桑名市の協力のもと愛知県医師会が、生活診療圏について、県境を越えた医療圏外への受診傾向がある桑名市を対象として、住民の受診行動と意識についてのアンケート調査を実施しております。その質問項目に桑名市民病院の利用のしやすさという項目がありまして、利用しにくい理由で最も割合が高かったのが、交通の便が悪い、５４．７％でした。桑名市民病院に対する利用の中で、利便性、交通の便が悪いというのが「利用しにくい」の中では一番高い、５４．７％という非常に大きな数字の中でアンケート結果となっております。

もう一度１ページに戻っていただきまして、③の評価委員会付帯意見は、地方独立行政法人には、法律に基づき、法人の業務について評価する評価委員会の設置が義務づけられていますが、平成２１年にこの評価委員会より、２次医療が可能な自己完結型の病院の実現には、医療法人山本総合病院との合併なくしては実現し得ないことが付帯意見として進言され、さらに、④の市議会における決議では、平成２２年に、桑名の地域医療を守るには中核的な民間病院との再編統合が必要であることを旨とする決議がなされました。

⑤の桑名市が設置しました桑名市地域医療対策連絡協議会の地域医療提供体制部会では、医療提供体制の課題として、２次医療を提供する上で基幹病院となる病院がないこと、また医師不足が顕著であることから、その課題解決の方策として桑名市民病院と山本総合病院の再編統合が提言されています。

⑥の国の地域医療再生基金を活用するための三重県地域医療再生計画では、山本総合病院との再編統合を踏まえ、山本総合病院周辺に新病院を整備する計画が認められています。

結果、⑦の桑名市が策定いたしました桑名市総合医療センター基本構想・基本計画では、建設予定地として、桑名駅、国道１号線等の自動車での利便性、耐震基準を満たす既存施

設の利用と隣接地の活用により、桑名東医療センター周辺での新病院建設が計画されたものであります。

水谷委員からの、移転が決まる前に地元への説明がなかったことにつきましては、新病院を桑名東医療センター周辺に整備し、医療機能を集約することは、平成24年6月10日に桑名市が大成地区で開催いたしましたまちづくり懇談会、平成24年8月号、12月号の広報で市民の皆様にお知らせさせていただいておりますが、これはあくまでも新病院整備の内容であります。桑名西医療センターの移転後の活用については、具体的にお示しはしておりませんでした。

そのため、この委員会は、移転を前提に、跡地についての地域住民の皆様のご意見を参考とさせていただきたく設置させていただいたものであり、北別所、高塚町の今後のまちづくりに向けて、地元の皆様の意向を踏まえ、検討を進めさせていただきたいと考えております。

次に、次の2ページの、地方独立行政法人についてのご意見がありましたので、地方独立行政法人制度について概要を説明させていただきます。

①の地方独立行政法人は、法人法に基づき設置されるものであり、地域において確実に実施されることが必要な事業で、必ずしも地方公共団体がみずから主体となって実施する必要のない事業について効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が出資し、設立する法人です。

②の地方独立行政法人と設立団体の長、すなわち市長との関係では、市長は理事長の任命権を有し、法人が行う事業の目標を指示するとともに、法人が策定する計画の認可、財務諸表の承認などの権限を有しますが、制度の基本といたしまして、市長から法人業務への事前関与、統制をできるだけ排し、業務の実績を事後評価する制度が基本となっています。

また、③の法人と議会の関係では、法人の設立、中期目標設定、中期計画認可、重要な財産の譲渡等の認可など、市長が法人の運営に関する重要な事項を決定するには議会の議決が必要となっています。

このように、地方独立行政法人制度では、市が定めた中期目標により目標達成の計画を法人が定め、その計画に基づき法人が業務運営を行い、結果については市から評価を受け、重要な事項については議会の議決も必要となる仕組みとなっております。

地方独立行政法人制度の概要は以上であります。1の説明につきましては以上であります。

す。

【丸山委員長】 ありがとうございました。

ただいま、前回の質問というようなことにつきまして事務局からご説明いただきましたけれども、何かただいまの説明で委員の皆様からご質問がございましたらお願いしたいですが、いかがでしょうか。意見でも結構でございますが。

【伊藤委員】 これは、地方独立行政法人の、この間もちよっと聞いたけど、市役所、市として、この跡地の関係について言う権利も何もないですか。行政法人がこういうことをしたい、こうしていくんだという決めることに對して、市長さんのほうから、いやいや、それはもうちよっと地域のことを反映して考えて、こういうこともどうや、ああいうこともどうやというような意見というか発言というのは、そういうことは全然ないんですか。地方独立行政法人に設立団体が出資をしたということは、寄附をしたということですね、建物、土地も。だから、市は何も発言ができないというか、指導はできないという、その辺を。

【事務局（郡）】 この説明の中でもありましたが、まず、市が中期目標を定めて、その目標に向かって法人が中期計画を定めると。その中には、当然、跡地のことにつきましても、今後、中期計画の中で書いていかないといけないと考えております。当然、それは評価委員会の評価も受けますし、議会の議決も必要になってきますので、その中期計画の是非といいますか方向性については、当然、市のほうから、評価委員会からも意見を述べることは十分可能でありますし、また、最終的には議会の議決が必要になりますので、市との協力関係の中で進めていくことになります。

【伊藤委員】 独立行政法人がこういうことをやりたいと言うたときに、市会にかけて、議会のほうで、いや、それはちよっと残念なやり方やなと反対があったら、それはできないということですか。

【事務局（郡）】 そういうことです。

【丸山委員長】 よろしいでしょうか。

【事務局（郡）】 この財産の処分につきましても議決事項になりますので。

【伊藤委員】 それはもう済んだことやわね。

【事務局（郡）】 じゃなくて、今回、この土地を……。

【丸山委員長】 これからですよね。

【伊藤委員】 市から独立行政法人にもう財産は全部行っているんですか。

【事務局（郡）】 法人には来ているんですけれども、この土地を処分することにつきましても、最終的には議会の議決が必要になります。

【丸山委員長】 意見も述べることができますし、また議会の手続というのも必要ですので、そういった意味では、市と無関係に、独立行政法人だからといって勝手にというか自由にはいかないというふうにご理解をいただければいいと思います。そういう意味で、こういった会議を開くことが必要でしょうし、また、地元への説明等も当然予定をされておりますので、地元への説明、それから議会の議決というような手続を経て、何らかの方向が決まってくるというふうにご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

前回ご質問いただいた水谷委員はよろしいですか。

【水谷委員】 はい。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

それじゃ、前回の課題につきましては、一応了解をいただいたということで、基本的な事項ですので、また必要に応じて、わからないことがあればいつでも立ち返りながら、基本的なスタンス、もとに戻ってまた議論をする必要があればしていきますので、またよろしくご質問ください。

じゃ、続きまして、3に参りたいと思います。議題3の地方独立行政法人法の一部改正についてですけれども、この改正は、法人の財産である桑名西医療センターが対象となりますので、改正内容について、やはり事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（郡）】 それでは、地方独立行政法人法の一部改正についてご説明させていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権改革推進一括法が6月に公布され、その中で地方独立行政法人法の一部改正が行われました。今回ご説明させていただく関係条項は、平成26年4月1日の施行ですが、桑名西医療センターに該当する内容となっております。

内容は、新たに出資等にかかわる不要財産の処分に関する事項が第6条第4項として新設されました。地方独立行政法人が業務上必要でないと認める重要な財産について、その財産が設立団体からの出資によるものの場合には、その財産を処分しなければならないことが定められています。この改正前は、法人の財産の処分については、出資財産あるいは自己取得財産に区分はありませんでしたが、出資財産については新たな縛りが定められたことになります。

なお、①のアンダーラインの「重要な財産であって条例で定めるもの」とありますが、この重要な財産については桑名市が条例で定めることになります。

②の将来にわたり業務を確実に実施する上で必要でなくなったと認める場合、この認定につきましては法人が行うことになります。

3つ目のアンダーラインの「第42条の2の規定により」、財産の処分については第42条の2で定められておりますが、処分に関し必要な事項は政令で定めることになっておりますが、現時点で政令は改正されておられません。

裏面をお願いいたします。裏面の2ページですけれども、要するに、法人が業務上でなくなったことの認定についてですが、議題2の本日の第1回委員会での課題で移転理由の説明はさせていただきましたが、同様に、地域医療再生計画、桑名市総合医療センター基本構想・基本計画等で、新病院を桑名東医療センター既存敷地の東側隣接地に整備し、医師、看護師のスタッフ、医療機能を集約し、400床の急性期病院として求められる医療機能を提供する必要があること。現在の桑名西医療センターの病棟及び外来棟が新耐震基準を満たしていないこと。法人は現在662床を有しており、新病院整備後は262床残ることになりますが、三重県保健医療計画では北勢保健医療圏は561床の病床過剰地域であり、地域医療再生計画に基づく新病院整備後は、三重県としては病床は減床と解しているとのことですから、法人は、新病院整備後は桑名西医療センターは業務上でなくなるという考え方に立っております。

以上であります。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

それでは、事務局からただいま説明をいただきました、地方独立行政法人法の一部改正についてということでございました。ご質問がありましたらお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

【伊藤委員】 この内容で進んでもいいかわからないけど、これは、東に行きますわね。そうすると、ここはもう西は要らんで、要らん場合は、この財産は処分しなさいと、こういうことですかね。

【丸山委員長】 そういうことですな。

【伊藤委員】 それは思いのまま、切り売りしようが何しようが、議会に通ればそれでいいということなのか、壊して団地にするんやということで、独立行政法人はこうやってしたいと、もう持っておってもどうもならんで。そうすると、それで議会に報告して、議

会が切り売りして団地をつくって結構ですよと言え、もうそのようになるということですか。

【丸山委員長】　そういう議会の手続を経て、一応こちらのほうで考え方を整理して、当然議会に最終的に諮って、了解をいただければということになると思います。

【水谷委員】　議会が承認しなければ、意見は通らんということ？　意見だけは言わせてもらえると。

【丸山委員長】　そういうことです。

【水谷委員】　議会の承認が要ると。

【丸山委員長】　議会の承認も必要であるということです。

【伊藤委員】　そうすると、よく、南病院は土地は市のものと違うと聞いたことがあるんですけども、あれは処分するのはどうやってやるのや。

【事務局（郡）】　南医療センターにつきましては、建物は市の財産です。土地は個人所有になっております。当然、医療に使わない状況になれば、土地につきましては、地主との賃貸借契約は解除することになると思います。

【伊藤委員】　そうすると、あそこでもう一遍、１次医療というの、診療所か何か個人開業をやる。まあ、独立行政法人はできませんわね。そうすると、まだ建物を壊すだけという形になるわけですか。

【事務局（郡）】　そうなるわけですね。

【丸山委員長】　よろしいですか。それでは、よろしければ先に進めさせていただきたいというふうに思います。法改正については一応ご理解をいただいたということにさせていただいて、先に進めさせていただきます。

議題の４でございます。地域の状況についてですけれども、地域の状況では、桑名市及び桑名西医療センターが位置する大成地区の状況等についての内容でございますが、これもやっぱり事務局のほうからの説明をお願いいたします。

【事務局（郡）】　議題４、地域状況について。

地域状況につきましては、桑名市及び大成地区の状況について、直近の資料及びデータを参考としてご説明させていただきます。資料３のほうをよろしく願いいたします。

まず、①の桑名市の人口予測につきましては、国立社会保障・人口問題研究所公表の平成２５年３月推計での２０４０年までの年齢別予測では、市の人口は減少傾向が続くことが予測されています。２０４０年には、２０１０年の１４万２９０人から、１２．９％、１

万8,000人余少ない12万2,202人が推計され、年齢別割合では、14歳以下は14.6%から3.7%減の10.9%に、15から64歳では63.7%から9.1%減の54.6%となりますが、65歳以上は21.7%から12.8%増の34.5%と推計されています。人口構成割合では、65歳以上の高齢者が、2010年の5人に1人から2040年には3人に1人となることが予測されています。

②の大成地区の人口及び年齢別割合は、大成地区が桑名市総合計画における土地利用構想では住居ゾーンに位置づけられていることから、他地区で住居ゾーンとなっている複数の地区と比較してみました。

従来から居住地区である日進地区、益世地区より人口は多いものの、ほぼ同様の年齢構成割合で、隣接の大和地区は新西方地区など一部新しい住宅地があり、65歳以上の割合が17.7%と低い割合となっています。

大山田団地内の筒尾地区と野田地区との比較では、新しく開発された陽だまりの丘地区を含む筒尾地区は14歳以下の割合が高く、65歳以上は14.1%と低くなっていますが、初期に開発された野田地区は14歳以下が他の地区よりも低く、65歳以上も古くからの居住地区と同様の割合となっています。

現在の大成地区の年齢別割合は、上段の①の表の桑名市の2015年の年齢別割合とほぼ同じ割合となっています。今後、桑名市と同様の年齢別割合で推移することが予測されます。

次に、2ページの③、地域福祉アンケートをごらんください。地域福祉アンケートでは、桑名市が、福祉に対する意識、住んでいる地域の課題など、地域に対してのニーズ及び考え方を把握するため、平成24年11月に20歳以上の市民を対象にアンケートを実施し、その報告書が平成25年3月に公表されています。

このアンケートでは、地域の課題についての設問が設けられており、二十数項目の設問の中で上位5項目を年齢別にあらわしたものです。地区別ではなく桑名市全域の結果ですが、救急医療が28.3%と最も高く、次いで、障害のある人や高齢者が暮らしやすい環境づくりが21.9%、地域の人たちのつき合い方、18.3%、移動・交通手段の確保、17.9%、ひとり暮らしの高齢者の生活支援、17.2%などの順となっています。

これらの課題を年齢別に表示しましたが、救急医療、移動・交通手段の確保については各年齢層で高く、障害のある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり、地域の人たちのつき合い方、ひとり暮らしの高齢者の生活支援の課題につきましては、年齢が高くなるにつれ

て比例して高くなっております。

これらの課題につきましては、高齢者の意識が高い内容でもあり、また、回答者の平均年齢が56.1歳と高いことも影響しているものと考えられます。

④の地区別の医療機関数では、桑名医師会のホームページのエリア別医療機関の検索を利用させていただきました。大成地区には13医療機関があり、他地区と比較して多く、市街地、住宅団地地区以外の住居ゾーンでも最も多い医療機関があります。

下段の図は、大成地区の医療機関の位置を赤丸で示したのですが、桑名西医療センターが位置する高塚町、北別所には他の医療機関はなく、多くの医療機関は、県道桑名東員線沿い、あるいは桑名駅西口周辺に桑名西医療センターの東側を囲むように位置しております。

4ページをお願いいたします。⑤の大成地区の交通機関は、バスにつきましては、三重交通とコミュニティバスが運行されています。三重交通の桑名駅と西部の大山田地区を結ぶ路線は便数も多いですが、星川西別所線、県道桑名東員線を経路としており、桑名西医療センター周辺には城南線の1路線があるのみです。この路線も基本的には桑名駅と城南地区を結ぶもので、桑名西医療センターには朝、昼、夕刻の3便のみとなっており、桑名西医療センターが廃院となると廃線となる可能性が高いと思われます。

コミュニティバスは、桑名駅、西部地域に一定の便数が運行されておりますが、1日の乗降者数も多いとは言えない利用状況であり、桑名西医療センター廃院後は、ルート、便数の見直しが行われることが想定されます。

鉄道利用につきましては、桑名駅西口まで徒歩15分の距離で、通勤通学に利便性がある地区となっております。

以上が、大成地域の概況についての説明であります。以上であります。

【丸山委員長】 ありがとうございました。

これは、地域の状況についてデータ等によって示していただいたものでありますが、何かご質問がありましたらお願いをしたいと思います。ないしは、これを見ながら、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【伊藤委員】 今の利用状況というのはわかりますか、コミュニティバスが。

【事務局(郡)】 4ページの⑤のところに、コミュニティバスの便数が一番右にあって、左に1日の乗降者数って載っておるんですけども、東部ルートが13.5人、北部ルートが17人、西部北が7.9人、西部南が6.9人。ただし、この数字というのは1日の全便

の乗降者ですので、乗って1人、降りて1人とカウントしておりますので、実利用というのはこれの半分になると思います。だから、確かに必要性は当然あるんでしょうけれども、実際の利用となると、桑名西医療センターがここにある状態でこの利用者数ですので、決して多いとは言えないのかなというふうに思っております。

【丸山委員長】 例えば一番上なんかでいくと、5便走っているけれども、1日13.5ということは。

【事務局（郡）】 6人か7人という。

【丸山委員長】 7人ということになるわけね。1台に1人しか乗っていない、1人か2人ということになってしまう。

【事務局（郡）】 これはあくまでも西医療センターで乗ったり降りたりする人ですので、西医療センターまで利用される人ですから、ほかの場所ではもっと乗ってみえるかもわかりませんが。

【伊藤委員】 これは廃院になっても、コミュニティは市がやっておるんやから、団地ができる、どういうふうな利用になるかわかりませんが、それはまた考慮されるんでしょうね。

【事務局（郡）】 これは、法人がどうするとは言えないところなんですけれども、ただ、1つ言えることは、やはり桑名西医療センターがあるという前提の中で運行されている部分も当然あります。また、コミュニティバスは地域の足といいますか、病院がないところでも走っているわけですから、そういう意味で、高塚町、あるいは北別所というのはほかの交通手段がないところではありますので、当然、市のほうに一定の要望はしていけないといけないというふうには思っております。

【伊藤委員】 だんだん高齢化してくるということで、やっぱり地域の皆さんはそれを一番心配しているんですね。今はここに病院があるので、これにおんぶにだっこ。ここの病院に来るので利用もあるやろうし、バスもあるけれども、これがなくなったら俺たちはどうなるのやなど、どこからバスに乗るのやなどというようなことが当然出てくるので、地域のやっぱり高齢化になってくると、そういったことに十分配慮してもらわんとね。

【事務局（郡）】 そうですね。

【水谷委員】 高塚町の岡田さんのほうから意見が初めに出ておりましたように、西医療センターがなくなった場合でも、考えてくれと。高塚の人は、何にもバスも交通の便がなくなってしまうので、人が出入りするような跡地の利用、建物が建てばいいけれども、

物によってはバスが必要のないものということになると、ほかの人が困るんだよね。そうすると、跡地利用とバスというのか、そういうコミュニティのバスとの関係もこれにかかわってくると思うのやけれども。一般の住宅地になってしまえば、それはまたいつもの考えやし、老人会の施設とかそういう施設になれば、そういうまた今みたいにバスが来るのか。跡地の建物によってバスが来るか来んかは、そのときに決まりますわね。市営のほうは、あんまり乗らんところへ出さんようにということは、ある程度はそういうことが。

【事務局（郡）】 これもちょっと市の担当部署とも話をさせていただいたんですけども、やはりどの地域でもコミュニティバスは来ていただきたいと。ただし、実際に、じゃ、現時点で利用がどれだけあるのかということ、そこの費用対効果から考えますと、決して費用だけが優先するものではないですけども、今の医療センターがある状況でこうだと。そうすると、必ずしも、そこはもう一度きちんと検討させていただかないと。

【水谷委員】 でも、普通の住宅地やったら来んということや。まだ医療センターがあつてこそ、バスが来るのやけど。

【事務局（郡）】 コミュニティバスは一定の……。

【水谷委員】 人口というのか、ある戸数の……。

【事務局（郡）】 ないところについて、一定のルートは確保しておりますので。

【水谷委員】 幾らなくなっても、一応ルートには残る可能性はあるということ？

【事務局（郡）】 当然、市のほうで見直しが図られるということになると思いますけれども。

【水谷委員】 そういうことは必ず、高塚町も言うてみえるけれども、北別所もそうやろうけれども、やっぱりなくなるということは交通の便が悪くなる。結局、多いといっても病院が医療センターの周りにあつて、だけれども、いざとなるとその足がないわけなんやね、年をとってくると。やっぱりバスというのか、自動車に乗れる人とか。医療センターがあつてこそバスが来るのかなと思うんやけど、やっぱりそういうことでなしに、人口に対して、ある程度住人が住んでおるところには、便利が悪いということで、そこは考えてもらうように頼めるということやね。

【事務局（郡）】 当然要望は伝えさせていただきます。今後、この委員会の中ではそういうことも含めて検討していただくことになると思いますので。

【伊藤委員】 財政が厳しいと、すぐ費用対効果とかなんか言っていて、それは幾ら福祉だ福祉だと言っておったって、乗らんものなら廃止せいというようなことになっては困

りますからね。

【水谷委員】 そうなっていく可能性が大だ。

【伊藤委員】 やはり重要な足は何とか残していただくように、地域の発展というか、地域の皆さんのためにはそういったことが非常に重要やと思うんですね。この前も市長さんの「どこでも市長室」というのがあったんですけど、財政が厳しい厳しいで、補助金から何からみんなカット、カットという話を聞くんですけど、これまでカット、カットで、2便通っておったやつを1便にしようかというようなことになっても困りますしね。こういったことは地域を十分考えていただいて、あんまり不便にならんようにせななんということ。

【丸山委員長】 おそらく、これが今回の委員会の中でも重要な課題の1つとして上げさせていただくことになろうと思いますので、そういった意味では、こういうご意見があったということで、また次の機会にでもこれを整理した形で、どういう形で、そのままだ残せないにせよ、どういう形で残してほしいのかという明確な方向性は出したほうが望ましいかと思いますので、それはまた順次検討していきたいというふうに思います。

ただ、今とりあえずこういった地域の状況にあるということをご理解いただきたいということなんですが、あと、この跡地利用の考える1つの機会として、例えば、医療センターがあったがゆえに、この周辺には診療所みたいなのがなかったんですね。そういった意味じゃ、診療所をどうするかというようなことも地域としての課題としてあるのかもしれない。そういう意味では、この現状をしっかりと見ておいていただいて、今後の議論に反映させていただきたいなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

ほかに何かこの中で聞いておきたいこと、またこれに立ち返っていただいても結構だと思いますが、とりあえずこれで、こういう周辺環境としての地域状況についてご理解いただいたというふうにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【丸山委員長】 ありがとうございます。

それでは、地域状況についてはご意見がございましたので、事務局のほうで整理をしていただきたいと思います。

それでは、議題の5のほうに進めさせていただきたいと思います。跡地活用の参考事例についてですけれども、公立病院の移転等による跡地活用の事例について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【事務局（郡）】 議題5の跡地活用参考事例についてご説明させていただきます。

参考事例につきましては、新病院への移転等で跡地活用を行った公立病院の事例を記載しております。桑名西医療センターは、この土地、建物は法人財産であることから、売却を想定しての参考事例を挙げております。

まず最初が、地方独立行政法人である神戸市立医療センター中央市民病院の新病院移転に伴う売却であります。既存建物が利用可能であるため、建物及び土地の活用方法をプロポーザル方式で募集し、現有施設を病院と介護施設での活用を提案した社会福祉法人に売却されております。

次に、県立加古川病院ですが、この病院も新病院への移転に伴い、診療所整備、事業者による施設解体撤去を提案条件として、2度のプロポーザルの結果、住宅会社に売却されています。跡地には、診療所、戸建て住宅、マンションの整備が進められています。

2ページをお願いいたします。2ページの三木市民病院及び小野市民病院は、統合病院を整備するため跡地活用を行うものであり、上段の三木市民病院は、管理棟の一部を診療所として賃貸、病棟は建物解体後、更地で引き渡す予定で、高齢者施設整備を条件としてプロポーザルを行っており、現在審査中であります。

下段の小野市民病院は建物を残しての利用で、プロポーザル提案者を医療法人に限定しまして、病院と特別養護老人ホームでの活用を提案した医療法人に売却されております。

3ページの八尾市立病院につきましては、新病院移転に伴うものであり、商業系及び住宅系の施設導入による新しい生活環境づくりを条件としてプロポーザルを行い、戸建て住宅と商業施設への活用を提案した住宅会社への売却が決まっております。

これからの事例から、土地の用途指定の関係、既存建物の利用等により区分されますが、既存建物を利用した活用方法は、医療機能と介護機能を有する施設活用提案、土地だけの利用については、土地の用途指定に即して、地域の実情、まちづくりに応じた活用提案を条件とするプロポーザルが行われている事例となっております。

以上であります。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

これは他都市の事例でございますけれども、こういった形で行われたという参考例を出していただきました。今後の参考にしていきたいということのようでございますけれども、何か聞いておきたいことはございますか。

【水谷委員】 この西医療センターの病院の建物自体は、どうせみんな壊してしまわな、

このままでは使うことは絶対できない、耐震的に。一応あくまでも全部壊して撤去してからの話、次に参るのは。一部残すとか、そういう考えはできやんということ。耐震構造がちょこっと、部分的には、面積的には知れておるけれども、ほとんど耐震構造的にはもうだめ。

【事務局（郡）】 今入っておる管理棟と病床がある病棟につきましては昭和41年の建設ですので、今の耐震基準を満たしておりません。唯一、放射線、CT、MRのある放射線棟と以前の西病棟につきましては、56年の耐震基準を満たしている状況です。

ただ、そこを使うことは可能ですけれども、全体のこれだけの、1万5,000平米の土地がある中で、あそこだけを活用するというのもなかなか難しいのかなというふうには思っておりますので、1万5,000平米の土地を活用するためには、やはり施設の解体というのがある程度条件になってくるのかなというふうには思っております。

【水谷委員】 基本的には全部壊してしまう。

【事務局（郡）】 それと、現在病院を管理している者といたしましては、ほんとうにいろんな問題がありまして、要するに、リニューアルというかそういうことをあまり行っておりませんので、水道の関係とか、いろんなところから水漏れが起こったりとか、日々の施設管理に追われている状況もありますので、なかなかこの建物をこのまま使うというのは、耐震だけではなくて難しい状況になっております。

【水谷委員】 もう年数がたっておるで、あちこち傷んでいるということ。更地にしてから次のことを考えると。

【事務局（郡）】 そうですね。例えば売却についても、このまま建物をつけたまま売る、あるいは法人で建物を壊してから売る、その辺についてはまだ何も決まっておりますので。ただ、一度更地にしたほうが、いろんな活用方法があるかなと思います。ここですか、真ん中に鉄塔もありますので、あの関係もありますので、既存施設を残したままだといろんな難しい問題があるのかと。

【水谷委員】 鉄塔はもう残らんわね。そういう撤去費用というのは、市のほうは、お金はどこからで。

【事務局（郡）】 基本的には法人の資産ですので。

【水谷委員】 法人が結局お金を出して、結局撤去して、それでまた売れば法人の利益になるということ？

【事務局（郡）】 そうということですね。今回の法律の改正もありまして、そこに一定の

縛りはありますけれども。

【水谷委員】 市は関係ない。

【事務局（郡）】 いや、例えば法人がこの建物を壊すということになると、財源につきましては、例えば病院事業債というものを使うことになれば、法人では借りられませんので、長期の借り入れは市を通さないとできませんので、当然そこは市との協議も……。

【水谷委員】 市が絡んでくる。

【事務局（郡）】 当然そうです。

【伊藤委員】 それは市の補助金になるの。また市へ返すのか、法人から。

【事務局（郡）】 借り主が市で、市が借りたやつを法人に転貸するという形になるんですけれども。

【伊藤委員】 だから、法人は市に返さんならんわけ。

【事務局（郡）】 そうです。

【山下委員】 物を売った後、利益があれば市に返すと。いわゆる借りたものを。

【水谷委員】 市の顔で借りて、返すことは市へ返さんならんということだね。

【伊藤委員】 耐震、耐震と言うけど、これはいつまでに壊さんならんという決めはあるのかね、これって。いやいや、俺は売るまでこうやってほっておくが、買うた人が壊してくれというのか、いや、買うた人も、これを壊してくれな買わずって。これはいつまでに壊さんならんという、決まっておらへんだね。

【水谷委員】 それで、建て売りなりこのままで買う人があればいいし、自分でここは見て、そういう人があれば一番いいわね。

【事務局（郡）】 そういう方法も含めて……。

【水谷委員】 自分のところで壊したり、残すものは残して、そういう人が買うてくれるのが一番ありがたいけれども。

【事務局（郡）】 この委員会では、そういう跡地活用の方針を決定していただく委員会という認識を持っておりまして、その後の具体的などという手法でやるかというのは、ちょっと別の話かなというふうに自分の中では整理しておるんですけれども。

【水谷委員】 だけど、跡地利用となると、そんな心配をうちらがすることはないぞと。建物があると、その金がかかるが、どうや、市が出してくれ、担保して借りてくれるのか、そんなことは心配する必要がない。

【事務局（郡）】 お金のことにしては。

【水谷委員】 とにかく壊すのが、建物はとにかく跡をどういうふうに利用してもらうのがいいかということをやろ。

【事務局（郡）】 地元の方々にとって、どういうまちをつくるのが一番いいのかということが一番の課題だと思います。

【伊藤委員】 それは今は公の建物やから、耐震性がしていなかったら平成何年までに壊さないかんという決めはないんやな。

【事務局（郡）】 今、それは私は確認できていないんですけども、ただ、耐震の診断は必ず法的にしないといけないという。

【伊藤委員】 診断しないとあかんと言うておるのやろう。あかんと言うておるのやけど、26年度に壊さなあかんぞと、いやいや、30年までほっておいてもいいんやわと、それは決めはないんですね。

【山下委員】 これが、例えば、いわゆる西医療センターから向こうへ移るとき、その後、ずっとほっておくというわけに……。

【伊藤委員】 いかんわね。そやで、金がなければ壊せばいいので。それで、これで早いところ壊すわけ？

【事務局（郡）】 また次回までにきちんと報告はさせていただきますけれども、多分売却とかそういうことになって、例えば病院とか使うのには多分無理だと思います。この建物を使つての病院運営は無理だと思います、譲渡とかそういう形での。

【丸山委員長】 それも含めて、当然、壊すなりなんなりして、跡地の利用についての方針をここで出していくわけですので、当然これをそのまま存続していこうという意見になってくるとは考えにくいので、そうすると、この後の審議事項に出てまいります、この後、6番の跡地活用の方針のほうで、今現時点で事務局のほうで考えている方向性というものを一応お出しさせていただきますので、そこでまたご意見をいただければというふうに思います。これで方針が決定するわけじゃございませんけれども、一応こういった形で今事務局では考えてはいるんだということをご理解いただきたいということを目的にしていますので、話の内容は次のことに向かっていますので、もうそちらのほうに入らせていただきますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【丸山委員長】 それじゃ、こちらに入ってください。

【事務局（郡）】 資料5をお願いいたします。

資料５は、これまでの地域の状況、あるいは病院移転等跡地利用の先例等を踏まえまして、跡地利用の方向性について事務局案として示させていただきました。方針案を考える前提として、これまでの地域状況を３要因に区分しました。

まず、行政的要因として、桑名都市計画用途指定、桑名市総合計画、桑名市都市計画マスタープランから、桑名西医療センターが位置する地域は住居地域として位置づけられており、また、現在の施設が新耐震基準を満たしていないことから、建物の有効利用は困難であり、取り壊しを前提に、住宅、低層店舗、医療機関、福祉施設等への活用が考えられます。

真ん中の社会的要因としては、大成地区は、桑名市の人口予測と同様に、６５歳以上の人口が現在の５人に１人から２０４０年には３人に１人になることが予測され、地域の課題として、医療、移動・交通手段、暮らしやすいまちづくりが求められており、さらに、桑名西医療センターが位置する北別所、高塚町には医療機関がないことなどから、高齢化に対応した医療、福祉サービスの連携したまちづくりへの活用が考えられます。

右側の地理的要因としては、病院への来院ではこの西医療センターの利便性には難がありました。桑名駅に徒歩１５分、駅前市街地、大型商業施設に至便なこと、高速道路インターチェンジに近いことなどから、地理的には交通至便な閑静な住宅地としての活用が考えられます。

これらの要因から、桑名西医療センターの跡地活用については、下段にあります、１点目は、住居地域として、交通の利便性、閑静な環境を背景に、各世代が暮らしやすく魅力あるまちをつくる、２点目は、安心安全に暮らせるため、医療、福祉に配慮したまちをつくる、この２点を跡地活用方針（案）として事務局提案させていただきます。

以上であります。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

跡地活用方針について、かなり大きな方針です。要するに、こう決めましたというような内容ではございませんけれども、行政的要因と社会的な要因と地理的要因から考えると、この下に書いてありますように、住居地域として活用していくこと、ただ単なる住居地域ということではなくて、医療、福祉に配慮したまちをつくっていくというような内容に落ちつくかと思います。そういった意味では、ここに大きなマンションをつくるというのもおそらく難しいことだと思うんですね。用途の問題から、非常に厳しいことだろうと。そうすると、住居地域というような条件の中で、当然、病院にかわる診療所のようなものを

条件としてつけておくと。そんなような形でプロポーザル等をしながら売却するというようなことになるのかなと思いますが、このようなイメージになろうかと思うんですけども、何かここからご意見をいただいて、今日決めるという話じゃございませんが、ご意見をいただいておければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

なかなかここで商店街をつくるなんていうのは不可能なことですな。さっき言ったような高層マンションをつくるのも、規制がかかっていますので難しいことだと。

【水谷委員】 これは、第二種中高層って、高さはどれだけまで。

【事務局（郡）】 第二種ですと、店舗については2階建て以下になっております。住宅とか公共施設、病院……。

【水谷委員】 だけど、市民病院のところだけ第二種住居専用地域。

【事務局（郡）】 公共施設、病院とか学校等については建ちます。第二種中高層というのは、病院とかそういうのについては高さが一定の高さまで建ちます。

【水谷委員】 病院などの施設のものは、高さが何メートルです？ 何階建てやなしに、何メートルやの、高さ制限。

【事務局（郡）】 今、メートルまではちょっと把握していないんですけども。

【水谷委員】 今、病院は4階？ 3階？

【事務局（郡）】 5階です。地下1階というか、地下を入れて6階になるんですけども、トータルで。

【水谷委員】 地上からやと5階。

【事務局（郡）】 そうですね。

【水谷委員】 それが一般的な、こういう施設のものはそうやけど、これが住宅地になると、低層、2階建て以上は建たん地域になってしまうということ？

【事務局（郡）】 いやいや、今この用途指定は第二種中高層になっていますので、それの変更……。

【水谷委員】 それが変わるということ、物によって。

【事務局（郡）】 変わるということはないと思います。

【水谷委員】 変わることはない。住宅地になると、それだけ高いものは建てられんということやね。

【事務局（郡）】 今、現に、この病院敷地内だけではなくて、この周りの道路がありますね。この道路の中は全部第二種中高層になっていますので。

【水谷委員】 ぐるぐるっと囲まれて。

【事務局（郡）】 そうですね。

【水谷委員】 ここが第二種。

【事務局（郡）】 そうです。

【水谷委員】 その用途は、病院がどうなろうが変わらんということですか。

【事務局（郡）】 はい。

【丸山委員長】 いかがですか。何かご質問はよろしいですか。

次回以降、こういったことをさらに詰めていくわけですが、基本的な方向としては、こういった方法しかおそらく考えられない部分もあります、土地の規制等が当然あるものですからね。そうすると、今事務局が考えた案としては、こういった形で、さらに、先ほどあったようないろんなさまざまな、マスターのことだとかいろんな条件等も加えながら、もし跡地としてどういうふうに活用するのかということをこの委員会ではまとめていくということになろうかと思しますので、とりあえずこういった形で事務局から報告が出たということと、それから、あと、最初に、同様に岡田委員からも意見をいただいておりますので、こういった意見をもとに、さらに事務局のほうでは整理を進めていくということにしていきたいと思しますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、私のほうで、今日の議事については一応以上ですので、事務局のほうに一旦お返ししますので、何か事務局のほうはございますか。

【事務局（郡）】 第1回でお示しさせていただきましたように、大体4回のスケジュールを想定しています、この委員会の開催につきましては。今日、活用方針案について、大枠のイメージですが、ご了解いただいたというところで、先ほど委員長のほうからご発言があったんですが、ここをもう少し、方針を少し具現化した形で次回示させていただきますというふうに思っております。

次回につきましては、11月か12月、日程がまだはっきりしておりませんので、また調整させていただきますけれども、年内にもう一回、来年にもう一回、一応の計画を立てたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【丸山委員長】 ありがとうございます。

それでは、もうよろしいですか、これで。

【事務局（郡）】 はい。

【丸山委員長】 それでは、今日はどうもありがとうございました。

— 了 —